

オープンイノベーション活用促進事業 事業化促進助成金・次世代技術開発助成金

～専門家や大学等と連携した新製品・技術の研究開発を支援します。～

県内企業が、売上増加・利益率向上等を図るため、大学及び高等専門学校や外部専門家からの指導・助言を受けながら、事業化に向けた研究開発等の経費の一部を助成します。

1. 事業化促進助成金

- 県内企業の研究開発力強化による個社技術や製品の研究開発
専門家や大学等外部からの指導・助言・共同研究などにより事業化へ向けた取組を支援

事業期間	2年以内
助成率	1 / 2 以内
助成限度額	5, 000 千円 / 年
特記事項	大学等との共同研究費部分について 県内の大学等の場合：助成率 10 / 10 以内 助成限度額 2, 500 千円 県外の大学等の場合：助成率 1 / 2 以内

2. 次世代技術開発助成金

- 県内企業による次世代新製品・新技術の研究開発

県内外の大学・研究機関等と協力し、これまでにない次世代の新製品・新技術の研究開発を行う事業

事業期間	2年以内
助成率	1 / 2 以内
助成限度額	10, 000 千円 / 年
特記事項	大学等との共同研究費部分について ・ 助成率 県内大学等との連携 10 / 10 以内 県外大学等との連携 2 / 3 以内 ・ 当該区分の助成限度額 5, 000 千円

※「次世代技術開発」とは、島根県先端技術イノベーションプロジェクト又は中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針と同水準と認められる研究開発をいう。

▶ 制度の詳細・問い合わせ先は裏面をご確認ください。

	事業化促進助成金	次世代技術開発助成金
概要	専門家や大学等外部からの指導・助言・共同研究などにより事業化に向けた取組を支援します。	国内の大学・高専・研究機関と協力し、これまでにない次世代の新製品・新技術の研究開発等を支援します。
対象者	以下の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学等と連携する場合は、この限りでない。 ・助成事業の成果をもって新たな製品等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。 	
事業期間	2年以内 ※1年以内でも可	
助成率	対象経費の1/2以内	
助成限度	500万円/年	1,000万円/年
対象経費	産学連携研究費、専門家経費、旅費、人件費、運搬費、原材料費、機械装置費、構築物費、工具器具費、研究開発等委託費、外注費、技術導入費、市場調査費等	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■産学連携研究費（大学等との共同研究契約に要する経費）について ・県内の大学等の場合 ：助成率10/10以内 当該区分の助成限度額250万円/年 ・県外の大学等の場合：助成率1/2以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■産学連携研究費（大学等との共同研究契約に要する経費）について ・助成率 ：県内大学等との連携10/10以内 県外大学等との連携2/3以内 ・当該区分の助成限度額500万円/年 ■「次世代技術開発」とは 島根県先端技術イノベーションプロジェクト又は中小企業の特定期のつくり基盤技術の高度化に関する指針と同水準と認められる研究開発です。

その他、不明な点がございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせ
 いただくか、財団HPをご覧ください。

HPに要綱やQ&Aなどを記載しています。

HP：https://www.joho-shimane.or.jp/org/new_business/technical-g/nb-subsidy/

▶お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

TEL:0852-60-5112

E-mail:sat@joho-shimane.or.jp

URL:<https://www.joho-shimane.or.jp/>

